

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第四十四号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を
改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成十五年佐賀県人事委員会規則第四号）を次のように改正する。
第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。